

医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算に係る掲示について

当院は、保険証を紐づけしたマイナンバーカード（マイナ保険証）を用いて医療情報を取得できる体制（オンライン資格確認システム）を整備しております。

マイナンバーカードを利用し、医療DXを推進するための体制として、以下の項目に取り組んでいます。

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- オンライン資格確認システムにより取得した診療情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報等）を活用して診療を実施しています。
- 医療DXを通じて、質の高い医療が提供できるよう取り組んでいます。
- マイナ保険証の利用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。
- 電子処方箋を発行する体制を有しています。
- 電子カルテ情報共有サービスの導入を検討しています。

一般名処方加算に係る掲示について

当院は、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

※後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。先発医薬品より安価で、効き目や安全性は先発医薬品と同等です。

後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

※一般名処方とは、医薬品の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。これにより、供給不足の医薬品であっても、有効成分が同じ複数の医薬品から選択できるため、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

令和6年10月より、医療上の必要性があると認められず、患者様のご希望で長期収載品を処方した場合、後発医薬品との差額の一部が自己負担となりました。

※長期収載品とは、後発品のある先発医薬品で、後発品収載から5年経過しているものなどの要件にあった品目です。対象医薬品は厚生労働省ホームページに公開されています。